

データの活用が想定される利用者の意見の要約（ドラレコ関係）（案）

1. ドライブレコーダに関する統一仕様

事故分析は様々な角度からの見方があるが、①ブレーキ操作等を伴う軽微な事故、②ノンブレーキの事故の2通りに定義して考えた場合、後者の事故は衝突時に数十Gに至る可能性があり、ドライブレコーダのトリガに用いられるGセンサーがレンジをオーバーし、正確な値が記録できない可能性がある。さらに、衝突時のGの立ち上がりが急峻なため、センシング能力を超える可能性もある。そのため、短期・中期的な観点では、ドライブレコーダは衝突前の現象把握とし、衝突時の現象把握はJ-EDRに委ねることが考えられる。衝突前の現象把握と位置づけるのであれば、当面、J-EDRレベルほどの精緻なデータは必要ない。ドライブレコーダのデータとJ-EDRのデータの同期が取れば簡便に図れば更に効率的な分析が可能となる。

仮に、ドライブレコーダで衝突直前・直後の詳細な事故分析を求める場合は、衝突時の ΔV レベルまでのサンプリングが必要と思われる。画像データは1秒間に100フレームレート以上が必要となり、その他の速度データ等も同等レベルを求めることとなる。しかしながら、現行のドライブレコーダの映像は10～30フレームレート程度であり、100フレームレート以上を求めるには長期的にも無理があると思われる。

一方、安全運転教育の観点からみると、事故に至るまでの全体像が把握でき、リアル感を持ってドライバーの心情に訴えかけることが大事であるので、精緻なデータを取得することは必ずしも必要ではない。

その他、普及の観点を踏まえれば、現状のドライブレコーダを基本に統一仕様を考えることが適当であるといえる。

上記の踏まえ、ドライブレコーダの統一仕様は、現状の機器を基本に検討するとよい。

表 ドライブレコーダの統一仕様に関する意見の要約

項目		統一仕様
映像	カメラ数	前方映像、車室内カメラ、後方確認カメラの3台以上
	前方映像	カラーVGA640×400以上、30万画素以上 画角は可能な限りワイド (可能であればステレオカメラ)
	車室内カメラ	仕様についての意見はなし 夜間も運転者の表情等が把握できること
	後方確認カメラ	仕様についての意見はなし
	フレームレート	30フレーム/秒以上
Gセンサー		現状の機器に準じる 高精度の精度は求めない
速度		速度パルスによる信号取得 0.5秒毎
GPS		緯度・経度の取得 1.0秒毎
時刻		現状の機器に準じる
音声		現状の機器に準じる
ブレーキ信号		最低限 ON/OFF 信号 簡易的データベースの分析を得て踏力等の把握
記録時間		全てのデータ項目について トリガー発生前30秒以上、トリガー発生後10秒以上
その他		記録された映像から車間距離を把握

その他、フロントガラスに圧着固定しているカメラは、大きな衝撃を受けた際に脱落・破損等に至る可能性もある。事故分析のためには、当然のことながら当該事象を必ず記録できていなければならないため、統一仕様は、取り付け方法や耐衝撃性等についてもさらに検討する必要があるのではないと思われる。さらに、事故分析に関する統一仕様の検討に留まらず、予防安全の観点から標準仕様のあり方を検討してはどうかと思われる。予防安全装置の作動有無に対する状況が記録されれば、様々な分析を行える可能性がある。

また、自動車運送事業者を対象に任意提出によるDB化を図るとのことであるが、車両側に起因する事故原因を究明するのであれば、長期的な観点から義務づけも考えられる。その際は、ドライブレコーダの後付ではなく、標準装備とすることも考えられる。

2. その他、ドライブレコーダの活用に関する意見

DB 化（個人情報を保護し、さらに事故特定を排除した上で）した後のデータ活用については、分析・解析する学識者・関係団体等がボランティアで行い、その分析・解析結果及び解析手法を国と解析者が共有すれば良いのではないか（この場合、ボランティアであってもどのようなオブリゲーションがあるかについて事前に検討することが必要かもしれない。例えば、守秘義務を遵守した上で解析結果を優先的に活用できるなどの手当てが必要かもしれない）。学識者・関係団体等がそれぞれの目的に応じて解析を進めることで、DB の様々な活用方策が見いだされるものと思われる。

このような過程でデータが分析・解析することにより、事故原因が解明できる部分とできない部分が明らかになると思われる。例えば、統一仕様で外部カメラを前方映像のみとした場合、追突事故は分析・解析できるが、左折事故や巻き込み事故等は状況が把握しきれない可能性も生じる。このように、分析・解析過程で明らかにされる課題を整理できれば、ドライブレコーダに求められる次の仕様が明確となる。

一方、ドライブレコーダの活用は事故分析だけではなく、事故処理にも活用が検討できる。現状では、ドライブレコーダに対する認知度の問題、映像としての信頼性（改ざん）の課題等から裁判の証拠能力として用いられていないが、示談としては使える可能性がある。事故の実態が客観的にわかる映像を確認できれば保険金の支払いの適正化、迅速化につながる。なお、ドライブレコーダの標準仕様に準じた機器が開発され、当該機器が自動車に装着されても、保険料が値引きされるかどうかは不明である。